議案第89号 説明資料

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

○北海道市町村総合事務組合規約

(平成31年2月22日 市町村第1877号指令)

第1条~第15条 略

別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	
略	略	
檜山振興局 <u>(11)</u>	、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校	
	<u>給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	
略	略	

現行規約

別表第2 (第3条関係)

1衣弟 2 (弟 3 未)		
共同処理する事務	共同処理する団体	
略	略	
9 地方公務員災害補償	、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校	
法(昭和42年法律第	<u>給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	
121号) 第69条の規定		
に基づく非常勤の職員		
の公務上の災害又は通		
勤による災害に対する		
補償に関する事務		
略	略	

○北海道市町村総合事務組合規約

(平成31年2月22日 市町村第1877号指令)

第1条~第15条 略

別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

, ,			
	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	
	略	略	
	檜山振興局 <u>(10)</u>	、檜山広域行政組合、北部桧山衛生センター	
		組合	
	略	略	

改 正 規 約

別表第2 (第3条関係)

1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14.77.2 (37.6 不 为 16)			
共同処理する事務	共同処理する団体			
略	略			
9 地方公務員災害補償	、檜山広域行政組合、北部桧山衛生センター			
法(昭和42年法律第	組合			
121号)第69条の規定				
に基づく非常勤の職員				
の公務上の災害又は通				
勤による災害に対する				
補償に関する事務				
略	略			